

令和7年度

省エネ設備への入替を支援します!!

～小樽市中小企業等省エネ推進補助金～

中小企業等省エネ推進補助金は、市内の中小企業等に対し、二酸化炭素排出削減の取組として省エネ設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、中小企業等のゼロカーボンの推進支援及び事業継続を図ることを目的とする事業です。

〔補助申請〕

申請期間 令和7年5月8日（木）から令和8年1月30日（金）まで
申請先 小樽市産業港湾部産業振興課
申請方法 電子データ（原則PDF形式）を電子メールにて提出
対象期間 補助金の交付決定日以降、令和8年3月31日までに
導入設備の発注、納入、検収、支払等のすべての手続きを完了してください。

〔補助対象となる事業内容〕

現在、事業活動に供している設備に替えて導入するもので、省エネ診断※結果によりエネルギー消費量の合計が年率10パーセント以上低減すると見込まれる提案を受けた省エネ対策事業を対象とします。

※省エネ・地域パートナーシップのパートナー省エネ支援機関が実施する省エネルギー効果を客観的に示す診断。

〔補助対象設備〕

以下のいずれにも該当すること。

- ①エネルギー消費量が低減すると見込まれる設備更新であること。
- ②現在、事業活動に供している設備に替えて導入するものであること。
※新設及び増設は対象外。
※EMS等制御装置については、既存の設備に付加するものを対象とします。
- ③市内に所在する施設等において設備の導入を行うものであること。
- ④借用品又は中古品でないこと。
- ⑤主に従業員の福利厚生等を目的とする設備の導入でないこと。
- ⑥専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備の導入でないこと。

〔補助対象者〕

小樽市内に事務所又は事業所を有する中小企業等（個人事業者を含む）

〔補助対象経費〕

設備費、設備の据付け及び運搬に要する費用

※既存設備の廃棄に係る費用、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外

〔補助率・補助上限額〕

1/2以内・100万円（1,000円未満の端数は切り捨て）

〔採択件数〕

予算の範囲内（10件程度）

〔お問合せ先・申請先〕

小樽市 産業港湾部 産業振興課
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号〔市役所別館4階〕
☎0134-32-4111 内線263・264
✉sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

申請様式などは下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025030300065/>

